

令和6年度第4回大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
議事録

1 日 時 令和6年10月17日（木）9時30分～11時30分

2 会 場 大津市役所 新館7階 大会議室

3 出席者 委員 土田分科会長、狩野副分科会長、齋藤委員、城委員、杉本委員、田口委員、
谷口委員、林委員、横田委員、吉村委員

（欠席） 大橋委員、清河委員、坂下委員、中井委員、山口委員

事務局 子ども未来局長

子ども・若者政策課長、課長補佐、副参事、青少年係主幹、政策係長、
政策係主査

子育て総合支援センター所長

幼保支援課保育指導監、幼児教育指導監、課長補佐

保育幼稚園課長、課長補佐

子ども家庭課長、課長補佐

子ども・子育て安心課長、課長補佐

児童クラブ課長、課長補佐

母子保健課長、副参事 ほか委託事業者1名

4 傍聴者 なし

5 議事

- (1) 大津市子ども・若者支援計画の進捗管理について
- (2) 次期大津市こども・若者支援計画における量の見込みと提供体制の確保方策について
- (3) こども・若者の意見を聴く取組について（報告）

6 会議録（要旨）

- (1) 開会
- (2) 福祉部子ども未来局長のあいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 議事

ア 大津市子ども・若者支援計画の進捗管理について

（事務局から資料1の説明）

会 長： ただいまの事務局からの説明についてご質問等あれば、発言をお願いいたしま

す。

具体的な内容は資料１－２を見るということですが、今すぐ、全部お目通しいただくのは難しいと思うのですが、ざっと見ていただいて、ご意見いただければと思います。

委員： 内容が簡略に記載されていると思いますが、５番の生活困窮家庭のこどもに対する学習と進学支援と教育費確保支援事業の実施について、大事なことをされているわけですが、学習や進学支援、教育費確保の具体的な内容については、資料１－２に記載されているということなのですか。

事務局： ご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘をいただいた５番のところについては、資料１－２の例えば 73、74 ページにございます。学習の支援ということだと、中３学習会というようなメニューがございまして、事業内容につきましては、書かせていただいている中学３年生のお子さんに対して、事業としては株式会社トライグループに委託をいたしまして、教室を設けて学習の支援をしています。その他、就学の支援ということだと、74 ページの５番６番に就学に関する資金援助の事業を掲載させていただいているところでございます。

会長： １点、この指標の達成度、６番の下のところにありますけれども、これはどのように見ればよろしいのでしょうか。

拡充、推進した事業が 98.14%で、指標達成度が 98.66%ということで大変高い印象を受けるのですが、複雑なところだと思いますが、根拠について簡単に教えていただきたいと思います。

事務局： 今の評価指標事業の評価がどのようにこのパーセンテージが出ているかということについてですが、それぞれ令和６年度の目標を評価指標事業について掲げております。

その６年度の目標に対して、数字が具体的に決まっているものであれば、例えば 100 人という目標があれば、それに対して実績が 80 人になれば達成度が 80%というふうに、それぞれ 43 の事業があるのですけれども、事業の評価をしております。

中には、定性的な、数値では測れない評価事業もありますけれども、それについては、達成ができていれば 100%、不達成であれば 0%というふうな極端な数字ではありますが、それぞれを集計した結果、この割合になった、達成度になったという計算になっております。

会長： その根拠資料は、今日の資料には入っていないという理解でよろしいですか。

ここを見ればよいということではなくてご報告ということで、これを見ていた

だくということによろしいでしょうか。

事務局： その元のデータというのが、資料１－２の中に、例えば目標１の基本施策１であれば、４ページに評価指標という青の網掛けの箇所がありますが、例えば今回、全戸訪問事業の達成度は、訪問率が令和５年度実績 97.86%に対して、令和６年度目標は 100%という目標を掲げていたのですけれども、これだけで見ると 97.86%の達成度だという評価です。

以下、他の評価指標事業についても、同じように適用する形になります。

会 長： すべての評価指標事業を総じて計算したら、この結果になったということですね。

事務局： はい、そうです。

委 員： この 73 ページ、生活保護世帯のこどもの高校進学率 94.5%、大学進学率が出ていますが、私たちが関わっているこどもたち、一度高校に入りますが、その後がなかなか継続できない、なかなか就労に繋がらないというこどもたちがたくさんいます。

以前の中３学習会は、高校の進学率を上げるということが、１つの目標だったように思っています。

それで入るのですが、その後が続かない、なので私は高校進学率も大事なのですが、その後、いかに継続して社会につないでいくか、就労率を上げていくか、あるいは大学進学率を上げるのかという、その継続、後追いの検証、あるいはサポートが大事と思っています。

その辺りをどのように見ていらっしゃるのか、あるいはどんなことをされているのか、されていることがあれば教えていただきたいです。

会 長： 貴重な視点ありがとうございます。

ご回答お願いできますでしょうか。

数字が出てしまうと、これが何か独り歩きするようなところがありますが、実はその後の質の担保というところも大事というのは皆さん共有している部分かと思います。

事務局： 実際に高校に入られても継続しない、就労に繋がっていかないというところについては、市の方では教育委員会の方での事業であったり、その辺りでフォローしているところなのですが、なかなか行き届いているとは言い難い部分もあろうかと思いますので、いただいた視点を踏まえて、今後の取組につなげていきたいと考えています。

委 員： 中３学習会を企業に委託される前は、やっぱり不登校だったり、あと貧困と不登校とかひきこもりって結構重なる部分が多いので、そういうこどもたちに対してどこまでさかのぼって教えていったら、この子がわからないところにたどり

着くのだろうかみたいなことがすごくあります。

前はそこをすごく大事にしている、やっぱりわかって嬉しいということを大事にしながら、基礎学力を地道につけていく努力をされていたかと思うのです。

この支援のねらいはどこにあるのかということを、もう少し明確に出していただきたい。せめて基礎学力を身につけて、税金の払える大人に成長していくみたいなことになってほしいと私は思っていますが、その辺り、目指すところを明確に出していただきたいと思います。

会 長： 支援自体がどういうところがよくなって、どういうところが失われたかという変化についてもまた評価いただけたらと思います。

委 員： ひきこもりや不登校は全国的にも大津市でも増えていると思いますが、大津市の場合、フリースクールに対する支援についてはどのようなになっていますでしょうか。

事務局： フリースクールの件につきましては、教育委員会が色々な視点から検討されているかと思いますが、こちらの計画の中では記載する予定がありませんので、その辺りは教育委員会の動きを確認してご報告をさせていただきたいと思います。

会 長： こども家庭庁ができましたが文科省は、教育について離してくれなかったのも、今ご質問いただいたような区割りができてしまったなというのは、残念なことだと思いますが、この現場からの意見を上げていただくようなこともお願いできればというふうに思います。

同じこどもが関わっているところで、フリースクールは教育、塾や学習支援は福祉だからと言われても、本来はここに関わっていくべきところだと思います。

数値目標は法律で定められていますので、出していただくことで有効な評価が見えてくる部分と、それが本当に質の向上に繋がっているのかは、この数値目標が出ると常にこの審議会の話題になっているかと思っています。

また、その辺りについても書ける範囲でもう少し本質的なところをお示しいただくと市民にとっては安心できるものになると思いますので、またご検討いただければと思います。

委 員： 地域子ども・子育て支援事業の利用実績というのがありますが、児童クラブの通所希望の増加について、私も地域の学童や児童館に月2回ぐらい、お話タイムとして絵本を読み行きますが、何分人数が多いです。

部屋が3つあって延べ在籍人数が150人、夏休みは200人ぐらい来られますが、50人、50人、50人と部屋が3つあったとして、絵本を読んでいても、こどもはしたいことをするので、話す、走る、歩くなど、静かに聞いてもらうという状況は実質的に無理なのですが、対策として部屋と部屋の間にブルーシート貼るなどしても、夏場は熱くてとてもできる状態ではないので、なかなか厳しい状況があります。

その辺りは予算的に難しい部分もあるかと思いますが、基本的な姿勢として地域から学童等にできることがあればしたいと思うのが正直な実感なのです。

話を聞きたいこどもを小さい 1 つの部屋に集めたり、部屋数を増やすとか、そういう対策ができればこちらとしてもやりやすいし、こどもにとっても聞きやすいのではないかと実感として持っています。

結局は予算的な話になってしまいますが、そういう手当を十分にいただければありがたいなと思います。

会 長： 現場の貴重な意見をちょうだいしたのですが、進捗状況を総括していただくと同時に、次期計画の量の見込み等もご説明いただきますので、予算のことがあるかと思いますが、またご検討いただければと思います。

また資料の方、お目通しいただいて、後程事務局までご意見いただくということがあるということを前提に、次の議題に移らしていただいてよろしいでしょうか。

続きまして、議事 2 に移りまして、「次期大津市こども・若者支援計画における量の見込みと提供体制の確保方策について」事務局より説明を求めます。

イ 次期大津市こども・若者支援計画における量の見込みと提供体制の確保方策について
(事務局から資料 2 の説明)

会 長： 大変多岐にわたりますが、ただいまの事務局からの説明についてご質問、ご意見等あればお願いいたします。

委 員： 25 ページを見まして、先ほどの放課後児童の学童といいますか、瀬田南の需給差がマイナス 27 人で、下阪本だとそれよりも上でマイナス 31 人、なので瀬田南だけではなく需給差があると思ったのですが、下阪本は令和 7 年から確保方策が 40 人増えて、232 人になるので、需給差がマイナス 1 人になりますね。瀬田南は令和 11 年まで確保方策が 136 人のままで、こどもが増えて需給差がマイナス 58 人という予測が立っています。ただ予算のこともあるので全てに手だてが打てないと思いつつも、需給差が最も多い下阪本に手だてを打っていただいているので、その次に多い瀬田南の方にも力を尽くしていただきたいなと実感した次第です。

あと文科省が決めている幼稚園のクラス定員 35 人についてですが、小学校のクラスの人数を減していく方針が実際動いていると思います。外国では 10 数名と聞いていて、幼稚園は 35 人で大丈夫なのか、担任の先生からしたら厳しい人数なのではないかと、国も理解されていると思いますが、要望を聞いて、知事会や市長会とかが手立てを打っていただかないと、責任はあるが手や目が回らず、仕事が大変になってしまうので、こどもと一緒に楽しく仕事をしていく方向に持っていこうと思ったら、この 35 人を改善していかないといけないなという考え

を持ったのと、あと予算を工夫されているとは思いますが、8ページの確保方策の手当について、これは幾らぐらい出されるのでしょうか。

事務局：

現在、児童クラブの利用がものすごく増えてきています。

特にコロナが収束してから、利用率が上昇しているということで、児童クラブや施設、そして保育の方の力も入れている状況です。

児童クラブは学区ごと利用を限定していますので、学区によれば、瀬田南で言えば、面積で按分すると大分不足しているのは事実です。

今年度、下阪本と中央と瀬田北は民間事業者を誘致していて、その部分で狭隘化を防ぐ手立てを出しています。

例えば去年でしたら、坂本、平野、膳所、晴嵐、瀬田北ということで、こちらも現場の各学校の状況を見ながら民間事業者を誘致をしていますのと、もう1つは、例えば今年度でしたら、瀬田北と中央につきましては、暫定的に放課後、空き教室を借りるという形の対応をとっております。

国の方も、できるだけ学校施設を放課後、活用するようという部分も出ていますので、今後も、教育委員会とも連携をとりながら、施設をいろいろ確保しつつ、調整していきたいと考えております。施設は面積的には少ないというのはわかっていますので、必要なところから対応をとっているのが現状です。

事務局：

幼稚園の定員数 35 名につきましては一応規定ということになっています。現状だけ申し上げますと、そこまで入っている園はあまりありませんので、むしろ余裕を持っているというのが現状になります。

では補助金の額につきましてご説明いたします。

事務局：

予算についてですが、今回待機児童対策としまして、緊急に6月補正行ったものになりますけれども、まず奨学金の返還支援補助金と、潜在保育士さんに対する就職支援給付金が合わせて 420 万、次に小規模保育施設 2 か所の設置が約 5,300 万円となっております。

それぞれの内訳は、まず奨学金の返還支援の方ですけれども、奨学金を返還されている方が対象になりますが、そのうち半分を補助するものになっておりまして、最大 24 万円を補助させていただくことになりまして、これを最大 6 年間補助させていただく形になります。

もう1つの潜在保育士等の就職支援給付金の方ですが、これは1年間勤めていただきました潜在保育士の方にですね、免許を持ちながら保育士として働いておられない方とか、大学卒業してから1年間ですね、保育士として働いていない方が対象になるのですけれども、この方が1年間働いていただきましたら 12 万円給付させていただくというものになっております。

これが6月補正を行った内容になります。

会 長： 教育・保育の提供体制のところで、幼稚園から認定こども園に移行ということを国も進めているし、大津市でも進むということですから、幼稚園型の認定こども園になれる認識でよろしいでしょうか。1、2歳児がこれだけ足りていないのだから、幼稚園のこども園化になるときに広げていただいたら、待機児童対策に有効だと思いますが、そこは幼稚園がおっしゃる通りに、幼稚園型だと3～5歳児のところはそんなに需給差がマイナスはありませんが、1、2歳児に関しては認定こども園になっても増える見込みはないという理解でよろしいのでしょうか。

誘導策などあれば、その辺り教えていただきたいです。

事務局： それぞれの内訳をこちらに計上していないので、おわかりいただけない部分もあろうかと思いますが、幼稚園について移行される園の中には幼保連携型の認定こども園への移行によって、2号3号の定員を増やしていただいているというのもございまして、それぞれ計上させていただいたのが、資料の7ページにございます、下側のアとの部分、既存の教育・保育施設の利用定員変更や認定こども園の移行によるもので、保育の部分の定員の増加97名ということでそのあたりも2号3号についても、増えるような形での移行というのも中にはございます。

会 長： 割合はどのくらいになりますでしょうか。
幼保連携型になるのが独立した施設でもありますし、おそらくいちばん望ましいことだと思いますが、全てそうなるわけではないということでしょうか。

事務局： 今、ご希望をいただいている園の中には実際に移行されて、2、3号の部分を増加されるというような施設もございます。1施設については確実に幼保連携型の認定こども園に移行のご希望いただいて、申請があれば審査ということになります。

割合としても、今、私立の幼稚園で運営されているところが実際残り数園という形になっておりまして、その中でも多くの園におかれてはこの次期計画期間内にこども園への移行ということでお伺いしております。

現在、正確な内訳が手元にございませんで、また改めてご報告させていただければと思います。

会 長： 認定こども園と言っても、結局1、2歳児が増えるわけではないというところは、何かご事情があるというのはもちろん理解しながら、国も最終的にはそちらの方を目指していけるのではないかというふうに勝手ですが考えたりもしてい

ました。

委員： 幼稚園の定員については 35 名で、現場としてもすごく多い人数だと感じておりますし、特に 3 歳児についても 35 人定員で、20 名を超えると補助の教員をつけていただけるのですけれども、3 歳児の定員については考えていただけるとありがたいと思います。

幼稚園の就園のこどもの数が随分減ってきております。

少ないところでは 10 人未満の幼稚園もありますし、集団を確保しながら、多い人数でも、クラスを分けていきたいと思ひますし、少ない人数でしたら、やはり再編もしていきながら、集団の確保はしていきたいと現場の意見も出ています。また、こども園への移行についても、幼稚園型の移行に今までの天津市の幼稚園が 125 年の歴史の中で就学前教育を担ってきたことを考えていくと、今の社会のニーズに合わせて、こども園化に向かっていくところは必要だと考えておりますので、例えば幼稚園を給食なり、お弁当なりで、預かり保育も随分と時間を延ばしてきていますので、就労している方が幼稚園教育を受けたいと希望される方については、朝の預かり保育や、夕方の預かり保育を利用していきながら、通っていただくことも可能な方向で考えていけるのではないかと現場としては思っているところです。

こども園に向かうにしても、幼稚園型のこども園化は可能ですので、例えば幼稚園型のこども園にしていく中でも、今現在公立幼稚園が学区に 1 つありますが、そちらを有効活用していただいて、公立幼稚園のこども園化を目指していきたいのですが、預かり保育の拡充と給食やバスの配置等を考えると、幼稚園型のこども園にしても 1、2 歳児を受け入れることは可能ですので、そういう方向性も考えていただけていくと、現場としてはいいのではないかと思っております。

会長： 個人的に幼稚園の文化を守りながら認定こども園化していったほしいと思っているのですが、ニーズとして、預かり保育から始まって、定員が少し増えるところがあれば、待機児童対策に対しても、貢献していただけるのではないかと思います。

委員： 保育の提供体制の確保についてですが、0 歳と 3 歳～5 歳児は需給差は上回っていますが、1、2 歳児が足りないとなると、例えば 0 歳で保育園に入った場合、1、2 歳になった時点でどういう扱いになるのでしょうか。

これは 1、2 歳児から受け入れるとしたら、そこが足りないという理解でよろしいでしょうか。

事務局： そうです。

会長： わかりました。では、多くの方たちが 3 歳からなら入れるという理解でよろしいでしょうか。1、2 歳から預けたいけれど入れない方が出てくるという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 待機児童が 184 人と言いましたが、そのうちの 9 割、160 何人かが 1、2 歳児と

いう現状です。

保育園ですと0歳～5歳児までいらっしゃいますけれども、大体年齢が低い方が定員は少なく設定されています。

0歳児が10人ぐらいの定員であれば、1、2歳が15人、3歳で20人、4、5歳で25人と増やしていける園が多いです。

それは、保育士の配置基準が決まっております、0歳児ですと、1人の保育士さんで3人、1、2歳児で6人、大津市の場合5人ですけれども、3歳児が15人、4、5歳児がこの4月からですね、25人まで見られるというところもあります。

今、ニーズが1、2歳児で、特に1歳児で増えてきております。

やはり女性の方の就業率が上がるのに伴いまして、1歳児からもう預けていきたいと、働きに出たいという方、それと育休も大体1年で切り上げて、大体1年で仕事に就きたいというニーズが非常に高まっているということで1、2歳の空き枠が非常に少ない現状です。

3歳以上になってくると枠はありますので、定員ベースでいくと、比較的余裕はありますが、今、全国的な問題になっている保育士不足があるので、必ずしも3歳児から入れるわけではない状況ですので、確保方策については、保育士の確保の施策もあわせて検討していくべきだと担当課として考えております。

会 長： やはり保育士の人数が大幅に必要というところが難しいかと思いますが、一方では待機児童についても許されない状況ですので、いろいろ対策をとっていただいているということだと思います。

副会長： 量の確保に関しては質が問われます。

質の部分はなかなか数字で見えてこないもので、議論から外されがちですが、では質を上げるためにはどうするべきか、昨日の園長会でも話が出ましたが、やはり人が足らないとどうしても質が下がってしまう、じゃあ人を増やさないといけないが、人が来ない、人が来るためにどうするのか、そこを掘り下げて考え、出てきた答えを実施していかないと、もうどうにもならないのが現状きています。この先10年20年30年経ったら時に、もう完全に取り返しがつかない状態になりえます。

ですから今、何かしらの手を打つ必要があるのではないかと思います。

会 長： 保育の現場を魅力的にするために、いろんな対策を考えてくださっているとは思いますが、また引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

委 員： 施設の職員として思うのは、国が、まずは家庭養育優先というものを掲げていて、地域の中に、いろんな複合的な課題を抱えているご家庭がたくさんある中で、やはりそういうご家庭のお子さんにとっては保育園や学童等が本当に大切な場所だと感じております。

私のこどもも瀬田東の学童に行っていましたけれど、たくさんのお子さんがいらっしやいます。

その中でもエネルギーの多い子しかやっていけない、こどもにとっては、学校も学童も戦場なので本当に支援の必要な子はやっていけないと思います。

やはり私たちが地域のご家庭などで関わったり、私たちの施設から家庭に帰っていくこどもの中でも、本当に保育園や学童は大切な場所ですので、ぜひこどもたちの将来のために、そこにお金をかければ必ず大きな手応えがあると感じています。

場所でも人でも、今、ある限りで全員が力を合わせないと実現できない話だとは思っています。

私ども社会福祉法人も一緒に頑張りますので、どうすれば力を出していけるのかを考えて、そこにお金と人をかけてほしいと感じました。

事務局： 幼稚園の再編やこども園化についても進めていただきたいというご意見もいただいているところでして、資源も限られていますので、知恵を絞って工夫してというふうに考えているところです。

またぜひ、ご意見やお知恵がありましたら、事務局の方にもお知らせいただけたらと思います。

会 長： 数字や量というよりもこどもの視点に立ったときに、何が必要なのかを忘れずに見ていくべきだと思いながら伺っておりました。

委 員： 議題が次期大津市こども・若者支援計画におけると書いてありますが、主に低年齢のこどもたちの内容であり、若者についての施策はまた別にあるという認識でよろしいでしょうか。

事務局： 国で絶対示さないといけないと言われている量の見込みと確保方策が主に書かれている資料になるのですけれども、これとは別に計画の中で若者への支援をどうしていくのかについても示していくことになっています。前回の会議で、目指すこども・若者の4つの姿をお示しし、またその具体的な取組についてもお示ししましたけれども、その内容に沿って記載していく形になります。

会 長： いろんな計画が入り乱れてわかりにくいところもあると思います。
最初に全体図を示していただいて、今日はこの議題についてというところを教えていただければと思います。

委 員： 資料2の4ページ、1号認定の教育のところで、1学級とし、全体で39学級減少させるとエで示されていますが、35人以下だからと集約するのではなく、ぜひ現場の声を優先に検討していただきたいのと、7ページの2号、3号認定について、下の方に60人～120人定員の保育所3施設、定員270人増ということで、令和8年度以降、待機児童が多いところの提供体制の確保を目指すと魅力的に書かれていますが、一方で、今、逢坂保育園の休園という話があり、その担任外

の保育士が4人いるので実務に当たってもらうということになっていますが、休園される園があるのに、保育士の確保ができていない状況で新しい保育所ができるというのは理想に走り過ぎているのではないかと、市としては全体的に園児も減少している中で、新しく3施設作って、要らなくなったら急に休園だとか、保護者が振り回されるのは気の毒だと思いますので、これは本当によいことなのかと疑問に思いました。

事務局： 幼稚園の再編につきましては、適正な集団規模を確保していきたいと考えていますが、たちまち現状としましてはここまでの定員数はいらないという見通しが立っていますので、今回2つクラスあるところを定員1クラスとさせていただく形で4ページのところは考えています。

新たに定員を270人増やしていく話についてですが、公立保育園の保育士が不足している状況でして、今、公立の定員数に対して約64%しかこどもを受け入れられてないのが現実問題としてありますので、1人でも多くのこどもさんに入っていただくために、今回逢坂保育園は休園していく形で考えたところでございます。

今回、新たに3施設増設することにつきましては、民間に公募をして、開設していきたいと考えておりまして、その公立の保育士不足の話と、その民間を誘致して入ってくださる方を増やしていくところでは、分けて整理をさせていただき、特に該当の3つの区域につきましては、今後もこどもや人口が増えていく、あるいは新たなマンション建設の予定があるエリアになっていますので、通える範囲で受け入れの枠を作っていきたいと考えた次第でございます。

会 長： 予算的なことも十分考えながら、どうぞよろしくお願いいたします。

31ページの児童育成支援拠点事業のところ、実施の見込みなしと出ていますが、すでに似たような事業をされている所があるとは思いますが、例えば児童館やNPOにお声をかけて、既存のところでの事業をする方向性はないのかお伺いしたいです。

事務局： 現在、大津市でも、地域において同様の目的を持った事業をされていると思っています。そのため、地域で事業をされている団体や事業者と連携していきたいと考えています。

国の方で示されている当該事業につきましては、要件がいくつかあり、ハードルの高い要件もいくつかあると考えています。整理をしながら、また今年度から地域子ども・子育て支援事業として制度化されていることも踏まえて、他市の実施状況も見ていきたいと思っています。

会 長： この事業のハードルは少し高いということですが、対象のこどもたちは支援を

受けられているという理解でよろしいでしょうか。

事務局： この事業自体は、開所時間が決まっていることや、夏休みなどの長期休みに一定の時間数の開所を要するなど、一定のルールの中で実施していくことになりますので、その辺の見極めが必要だと思っています。

現時点において、対象となる全てのこども・若者たちを把握して支援ができているかという話になりますと、そう言い難い部分もあります。当初に委員がおっしゃられたように、一定の課題は感じつつも、すべてのこどもたちを見て把握するには至っていない状況なのは我々としても課題と考えています。そのため、今後、地域や教育委員会とも連携しながら、支援が必要なこどもをより多く把握し支援につなげられるように努めていきたいと考えています。

会 長： 大切な事業ですのでご検討よろしくをお願いいたします。
またご意見があれば、1週間程度を目安に寄せていただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。
それでは、続きまして議事3に移りまして、「こども・若者の意見を聴く取組について」事務局より説明を求めます。

ウ こども・若者の意見を聴く取組について（報告）

（事務局から資料3の説明）

会 長： 当事者のこどもの意見を聞くというのは次回の計画で重要なところですが、ただいまのご説明でご質問等あればお願いいたします。

委 員： 3～5ページがヒアリングで出された意見ですね。
2ページに上から書いてある長等、カピバラ、CASN、小鳩の家で4つの場所でのヒアリングがあったと整理されていますね。
例えば長等のヒアリングが3ページに記載されているわけではなく、4か所でのヒアリングを整理されてこの基本方針1、4、地域活動に参加しているこどもの意見として記載されているということでしょうか。

事務局： はい、そうなります。
今回、報告という形で方針ごとにまとめて意見を書かせていただきますが、次期計画の中では、意見を聞く取組をまとめてお示しをさせていただきたいと思っています。
その中で、個々の団体からこのような意見が出ましたという書き方させていただきたいと思っていますので、いただいたご意見の内容を踏まえて、まとめ方も整理させていただきたいと思っています。

会 長： その1ページの4つ目と特に5つ目の声を上げにくいこども・若者の思いを聞

く取組はもう終了されたということでしょうか。

事務局：一旦 10 月までとさせていただいていますが、今後もヒアリングという形で実施をさせていただきたいと思っておりますし、2 ページ、2 個目のカピバラ食堂さんでは不登校の保護者の方が集まってこどもも来るような形でこども食堂をされているのですが、まず保護者の方にヒアリングをさせていただいたときに、こどもたちに直接話を聞くというのは皆さん抵抗があったり、こどもたちがそのまま意見を言えないのではないかという意見もいただいております。引き続きこどもたちに意見を聞くにはどのようなやり方があるのかというところは継続してお話をしていきたいと思っておりますので、当ヒアリングの取組につきましても今後も継続して実施をしていく予定をしております。

会 長：若者に関しては難しいと思いますが、聴いていただくことが大切なことだと思いますので、社会福祉協議会と連携して聞き取っていただきたいと思います。大人がこどもの権利を知らなかったことについて、こどもは自分で権利を守れないので、大人側の問題といえますか、こどもに知ってもらうのも大事ですが、大人がこどもの権利があることを理解していれば、自然と伝わる部分もあると思いますので、聞いた意見に対してどうフィードバックするかという部分、考えてくださったと思いますが、こどもたちの権利を聞いた以上わかっているよという重い責任を受けとめられ、施設の先生方も日々実践されているとは思いますが、あなたたちを大事にしているというのを大人から伝えていく責任があるのではないかと感じながら伺っておりました。

委 員：こどもの権利が学校教育の中で、大きく取り上げられていると思いますが、学校の教育方針を考え、教育の中で、担任の先生や校長先生が皆さんにこどもひとりひとり権利を持っているので大事にしようというのを周知していくことがどこまで大事にされているのかと思いました。
教育委員会の問題かもしれませんが、現状学校教育の中では大きく取り上げられてないような気がしますので、福祉では大切なことだと意味づけをしているので、教育委員会の方が学校教育の中で大きく取り上げてもらえれば良い方向に向かうのではないかと思います。

事務局：我々もこのことを学校との連携も含めてすごく大切なことだと思っていまして、例えば今年度計画作るのにこども向けのパブリックコメントをとっていく取組もするのですが、局長もご挨拶で申し上げましたが教育大綱を今年策定するということで、教育委員会の方も、こどもたちの意見を教育大綱にどう反映させるのかということで、こどもたちの意見を吸い上げる取組もされていますし、パブリックコメントについても取り組まれるということで、同じ時期に、こどもたち

に対する取組が重複するということで年度初めにもお互いに話をしていく中で、大事なことなのでこどもたちにもお伝えをしていきたいと協議させていただいたのですが、学校現場としましては、11月だったと思いますが、人権学習を集中的にやる月ということで取組をされている中で、またこども基本法もできて、こどもの権利条約について説明するみたいなことも、ぜひやっていきたいとお話も聞かせていただいていますので、また両方で調整をとりながら進めていきたいと思っております。

委員：

こどもたちの意見表明権について、私たちチャイルドラインという活動をやっておりますが、こどもたちから死にたいという深刻な悩みも含めてかかってきたときに、誰か身近に相談できる人、先生や親御さんはいるかと必ず聞きます。ですが、ほとんどのこどもたちが先生は忙しいから聞いてもらえる時間がないと言っています。

結局相談することを諦めてしまい、だんだん自分の殻の中に閉じこもって、しんどさを抱えきれなくなって電話してくるという状況が、こどもたちの中にあると思っています。

私が以前に、学校のスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの方達の配置がどのようになっていますかと、お聞きしたと思います。

今この支援計画の報告書を見させてもらいましたが、スクールカウンセラーでもソーシャルワーカーでもない養護の先生を配置するというふうになっていました。次の計画でどのようになるのかを知りたいと思うのですが、日常的にこどもが困ったときに評価をされず、丸ごと受け止めてもらえて安心して相談できる環境が整っていないと私は感じています。

こどもの身近なところに、この人になら言える、聞いてもらえると思うところが1か所でもあれば、こどもの自己肯定感が育めますし、そういう体験を持たないこどもたちは相談したとしてもどうせ聞いてもらえないと思って心を閉ざしてしまいますし、大事なときに意見を言えていないと思っています。

こどもまんなか社会と大きく言われていますが、その取組は生まれた瞬間からだと思っています。

他の市は母子手帳にこどもの権利、こどもが主人公になるということを書かれている行政もあるとお聞きしましたが、そういう一貫して、こどもがまんなかにおいて、大人が意見を聴いてくれて、まるごと受けとめてくれるという実感できて初めて、こどもは自分の意見を言ってくれると私は思っています。

関わっているこどもでも、父親からひどい扱いを受けていて、どうしてお父さんに相談しないの、話してみたらいいじゃないと言うのですが、お父さんに1度も自分の意見を聞いてもらったことがない。だから諦めて言わないと心に決めてしまっているこどももいます。

こどもが身近な人に相談できない社会を作ってはいけないと思っているので、

こういう機会だけでなく、ずっと話を聞くという姿勢を貫けるような大津市にしてほしいと思っています。

会 長： 学校もですがこれは大人の問題ですね。

こどもの権利を守るのは大人の責任ですので、そのことを施設の先生だったらこどもの権利ノート等を使って学んでいらっしゃいますけれども、一般の家庭でどのように学ばせてあげられるかと言ったら、委員のおっしゃったように母子手帳を使う手もあるのだなと思いました。

事務局： 委員のおっしゃる通りでして、相談窓口のような看板があろうがなかろうが、こどもたちの身近にいるものはこどもと向き合い、こどもの声を聴いていかないといけないということも1つ大事だと感じておりますので、そういった啓発なども含めて、今母子手帳の例もお出しいただきましたので、どういう形でできるのかを、既存の事業も含めて総合的な視点で改めて考えたいと思います。

会 長： 全体の中でもし何かご意見ありましたらお願いいたします。

今日たくさん資料や宿題をいただきましたので、またどうぞご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは皆様方には長時間にわたり、熱心にご協議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の議事を終了させていただきます。それでは事務局に進行をお返しいたします。

事務局： 会長ありがとうございました。

皆様方には、大変長時間にわたり円滑な議事運営にご協力を賜り、誠にありがとうございました。

次回は、11月20日に開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれをもちまして、令和6年度第4回大津社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。ありがとうございました。

(5) 閉会